

石綿による健康被害の救済に関する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、石綿による健康被害が多数発生している一方で、長期にわたる潜伏期間があり、因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、労災補償等による救済の対象とならない健康被害を受けた者及び遺族に対し、その迅速な救済を図るため、医療費等を支給するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労災補償等による救済の対象とならない者であつて、石綿を吸入することにより指定疾病にかつた旨の認定を受けた者及びその遺族に対し、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金を支給することとする。

二、指定疾病等により死亡した労働者の遺族であつて、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅した者に対し、その請求に基づき、特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給することとする。

三、支給のための費用について、一については、独立行政法人環境再生保全機構に石綿健康被害救済基金を

設け、事業者、国及び地方公共団体が全体で負担することとし、二については、労働保険特別会計労災勘定の負担とすることとする。

四、この法律は、一部を除き、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。